



各 位

平成 20 年 8 月 11 日

株式会社 LDH

旧経営陣および元会計監査人社員に対する民事訴訟提起のお知らせ

株式会社 LDH（8 月 1 日付で㈱ライブドアホールディングスより社名変更：以下「当社」）は、本日、東京地方裁判所に、当社元代表取締役社長 堀江貴文氏、同元取締役 宮内亮治氏を含む旧経営陣 5 名、並びに元会計監査人社員 2 名、の計 7 名を被告とする損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

損害賠償の金額は、被告らに対し、連帯して 35 億 2330 万 3120 円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを請求するものです。

当社は、証券取引法違反に関して平成 18 年 2 月 13 日および平成 18 年 3 月 14 日付けで公訴提起された事実ならびに関連事実についての、旧経営陣らの当社に対する民事責任の有無、関与者の責任の範囲、損害の内容と金額、責任追及の具体的手段等の調査・検討を行ってまいりました。

その結果、1) 平成 18 年 7 月に当社取締役会の諮問機関として設置した外部調査委員会からの最終答申として「賠償義務を負うとの結論を得た対象者」、2) 「裁判所が犯罪事実を認定し、有罪判決を言い渡した者」の 2 つの観点から被告を選定し、当社が被った損害の一部である上記金額の支払いを求めて、本日の提訴にいたしました。詳細につきましては、次項にてお知らせいたしております。

今後は、当社の損害回復に向け、法廷の場において全力を挙げて主張・立証に努める所存です。

なお、この度の民事訴訟の提起は、当社に生じた損害の一部を請求するものであり、今後の裁判の進行ならびに関連状況の進展などにより、追って請求の拡張又は別訴の提起を行う可能性があります。

当社は、本日の訴訟提起により、旧経営陣への責任追及に向け本格的に取り組むとともに、引き続き信頼回復と、コーポレートガバナンスの徹底強化に全社一丸となって尽力する所存です。

何卒ご理解と、ご支援賜りますよう深くお願い申し上げます。

株式会社 LDH

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-22赤坂ツインタワー本館13階

TEL : 03-5155-1001 (代表) FAX : 03-5155-1002

記

【7名の被告一覧】

<u>氏名</u>	<u>主な事件当時の役職</u>
<旧経営陣>	
堀江貴文	(株)ライブドア代表取締役社長
宮内亮治	(株)ライブドア取締役
岡本文人	(株)ライブドア取締役
熊谷史人	(株)ライブドア取締役
中村長也	(株)ライブドアファイナンス取締役
<元会計監査人社員>	
久野太辰	港陽監査法人社員
小林元	港陽監査法人元代表社員

【損害賠償請求の理由】

当社は、以下の判断に基づき被告らに対して、訴訟を提起いたしました

- ・ 被告堀江氏および同岡本氏については、法令違反行為をした取締役として、会社に対し連帯して損害を賠償する義務を負う
- ・ 被告宮内氏および同熊谷氏は、同様に法令違反行為をした取締役として、当社従業員であった一部の期間については（上記法令違反行為による）雇用契約上の義務違反による債務不履行責任に基づき、会社に対し連帯して損害を賠償する義務を負う
- ・ 被告中村氏は、当社従業員として（法令違反行為による）雇用契約上の義務違反による債務不履行責任に基づき、会社に対し連帯して損害を賠償する義務を負う
- ・ 被告久野氏は会計監査人の任務を怠った港陽監査法人の社員として、ならびに共謀して虚偽の有価証券報告書を提出した不法行為に基づき、会社に対し連帯して損害を賠償する義務を負う
- ・ 被告小林氏は、共謀して虚偽の有価証券報告書を提出した不法行為に基づき会社に対し連帯して損害を賠償する義務を負う

【損害の内容】 総額：35億2330万3120円

① 刑事事件（証券取引法違反） における当社への罰金	2億8千万	平成19年3月23日に当社が言い渡された証券取引法違反の有罪判決による罰金の全額
② 刑事事件（証券取引法違反） の当社弁護士費用	1409万1873円	平成18年1月に捜査が開始された証券取引法違反事件につき、当社が依頼した起訴前および公判段階の弁護士報酬の総額
③ 架空売上計上により当社が 過大に支払った税金	5億8329万8814円	平成16年9月期において、被告らが行った、13億5500万円の架空売上の計上に対し、当社が納税した5億9426万3660円と架空売上が無い場合の本来の納税額1096万4846円との差額の全額
④ データセンターサービス 事業の中止に関する費用	17億5653万2637円	当社が大阪において実施予定であったデータセンターサービス事業につき、被告らによる証券取引法違反の発覚により、同事業の計画を中止したことにより発生した費用
⑤ 子会社ライブドアフィナン シャルホールディングスの 売却に関する手数料	8億8937万9796円	当社は、当社の完全子会社でありグループの金融事業を統括していた㈱ライブドアフィナンシャルホールディングスを、被告らの証券取引法違反行為により、許認可の維持が困難になること、深刻な顧客離れなどが見込まれることなどの理由から、売却せざるを得なかった。これに伴う専門会社へ依頼した手続きや交渉支援等の報酬・手数料の総額

なお当社へは、本件の証券取引法違反による株式損害の主張に基づき、法人・個人の投資家より、9件・請求金額合計約716億円（7月1日現在）の民事訴訟が提起されています。

この民事訴訟については、当社は争う意思を表明しており、現在全ての訴訟において係争中でございます（うち、1件については平成20年6月13日に当社に約95億円の賠償を命じる地裁判決が下されましたが、6月25日に当社が控訴）。今後は、法廷の場において当社の主張を訴えることで、裁判所に公正かつ客観的な判断を仰ぐ所存です。従って、本提訴の当社損害額に、現時点で同金額は一切含めておりません。ただし、今後本提訴の進行に伴う状況の変化や、投資家民事訴訟の判決等により当社の負担が確定するなどした場合は、速やかに被告らへの請求を拡張する方針です。

以上

－本件に関するお問合せ先－

株式会社LDH

広報・IR部

電話：03-5155-1011（直通）